

**里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金
申請の手引き（分館等向け）**

令和 8 年度

里 庄 町

目次

1	補助制度の概要	1
	(1)事業の目的	1
	(2)対象となる団体	1
	(3)対象となる防犯カメラ	1
	(4)補助内容	2
2	事業の流れ	4
3	防犯カメラ設置までの準備・検討	5
	(1)設置に関する調整事項について	5
	(2)防犯カメラの機種選定について	5
	(3)設置場所・撮影範囲について	6
	(4)資金について	7
	(5)維持管理の方法について	8
	(6)警察署等が行う犯罪捜査の協力依頼について	8
4	補助金の手続き	10
	(1)補助金申請手続きに必要な書類	10
	(2)補助事業実績報告に必要な書類	10
5	設置後の維持管理・運用について	11
	(1)継続使用期間及び財産処分の制限について	11
	(2)設置・運用規程等について	11

1 補助制度の概要

(1) 事業の目的

里庄町では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、地域ぐるみで防犯対策を推進するため、分館等が防犯カメラを新規購入・設置する場合、経費の一部を補助します。ただし、本事業は令和8年度限りとなります。

(2) 対象となる団体

分館または分館に属さない組合（以下「分館等」と記載します。）

(3) 対象となる防犯カメラ

- ① 新たに購入・設置する防犯カメラであること
- ② 犯罪防止の目的で、継続的に不特定多数の人が利用する場所を撮影するもの

○ 対象となる撮影場所

道路・公園・駐車場・駐輪場

× 対象外となる撮影場所

個人宅地内・住民のみが利用する共同住宅地内・私道・商業施設内
出入りが管理されている駐車場や駐輪場・ごみ収集場所 等

- ③ 設置場所及び設置状況に応じて十分な性能を有すること

- ・カメラの有効画素数が200万画素以上であること
- ・カラー画像であること（夜間撮影時を除く）
- ・作動時間が1日24時間であること
- ・夜間も人物等が識別できる撮影機能があること
- ・屋外用として使用できる防雨機能があること
- ・画像（音声を含む）を記録媒体に保存できること
- ・6年間継続して使用が見込まれること（法定耐用年数6年）

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）

④ その他の要件・条件

- ア 「岡山県住民団体による防犯カメラ設置支援事業補助金」による補助金交付の対象となる事業であること
- イ 「岡山県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、管理及び運用がなされること
- ウ 設置場所の管理者（地権者等）の承認を受けていること
- エ 設置後に発生する維持管理費（電気代・保守点検費用・修繕費等）が、分館等において負担できること

(4) 補助内容

① 補助対象経費

○ 対象となる経費

- ア 防犯カメラ・記録装置(SDカード等)・その他防犯カメラと一体的に機能する機器の購入費
- イ 防犯カメラ専用ポール等の設置工事費
- ウ 防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
- エ 防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
- オ その他防犯カメラの設置に必要な経費
(例)設置に係る事務手続きの費用

× 対象外となる経費

- ア 維持管理費 (例)電気代・保守点検費用・修繕費・電柱共架料 等
- イ リースで設置する場合の賃借料
- ウ 画像データを閲覧するためのパソコン 等

② 補助金額

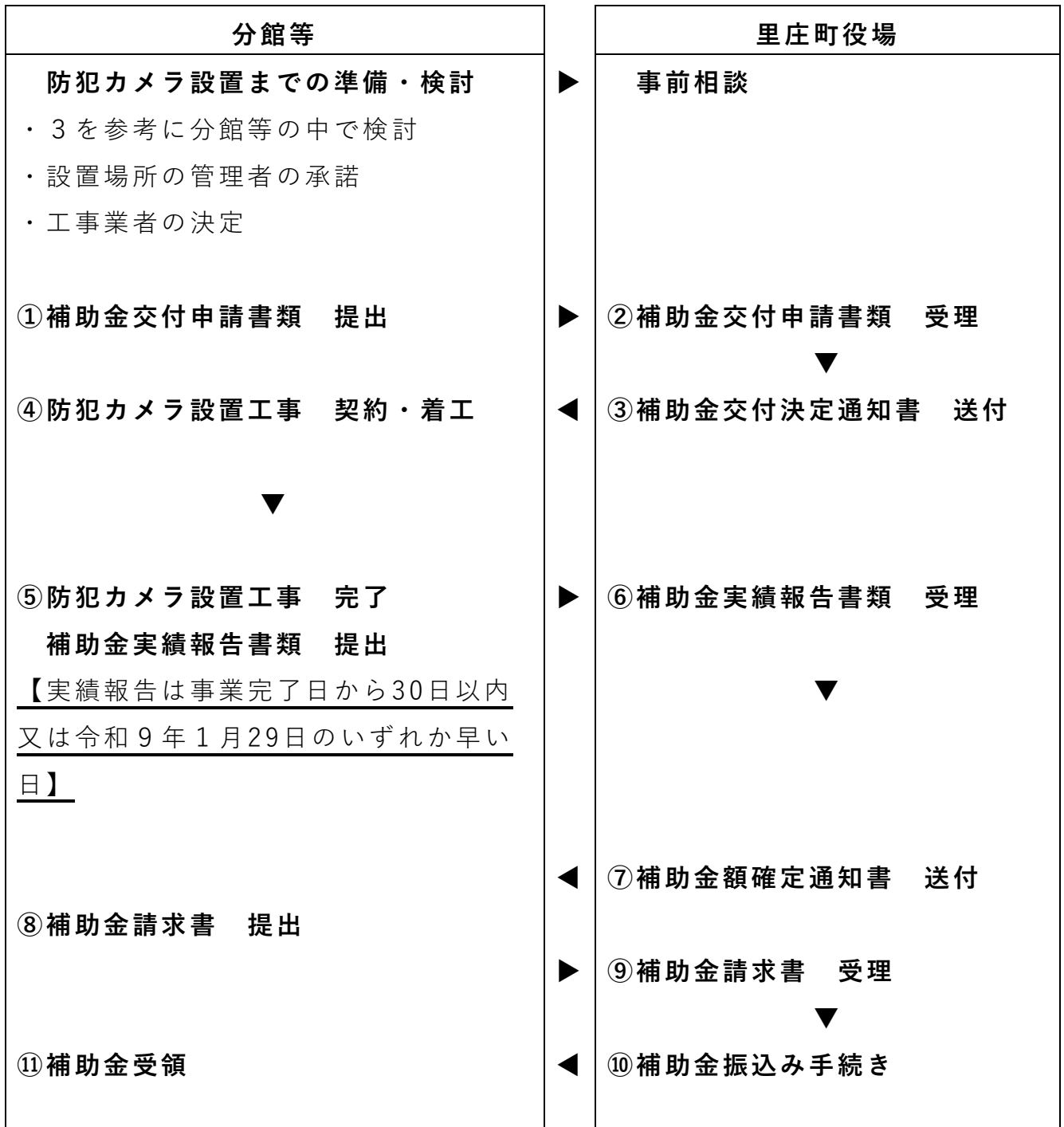
防犯カメラ1台あたり 補助対象経費 × 9/10 (上限30万円/台)

- 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。
- この補助金以外に寄附金や別の補助金を活用する場合は、その金額を補助対象経費から差し引きます。
- 予算の範囲内で交付しますので、複数台の防犯カメラに対する補助申

請を行う予定がある場合は、お早めにご相談ください。

- 各団体において、複数台の防犯カメラを設置する場合は、一連の設置工事に関して補助申請をいただくようお願いいたします。

2 事業の流れ



3 防犯カメラ設置までの準備・検討

(1) 設置に関する調整事項について

- 設置目的は、防犯カメラによる各地域の犯罪抑止です。分館等の中で十分合意形成を図ったうえで設置に関する手続きを進めてください。
- 知らないうちに撮影されることに不安を感じる方もいます。設置場所付近の住民や頻繁に通行する方の理解を十分に得られるよう、プライバシーに配慮しながら検討を進めてください。
- 設置工事費等の初期費用だけではなく、維持管理費の負担が生じること、場合によっては点検や修繕が必要となること、犯罪が発生した場合には警察から捜査照会があり画像の閲覧に協力する必要があることなど、将来的な負担についても検討しておくことが重要です。

(2) 防犯カメラの機種選定について

- 「設置場所及び設置状況に応じて十分な性能を有すること」が求められます。性能の目安を以下に示しますので参考としてください。
 - ・カメラの有効画素数が200万画素以上であること
 - ・カラー画像であること（夜間撮影時を除く）
 - ・作動時間が1日24時間であること
 - ・夜間も人物等が識別できる撮影機能があること
 - ・屋外用として使用できる防雨機能があること
 - ・画像（音声を含む）を記録媒体に保存できること
 - ・6年間継続して使用が見込まれること（法定耐用年数6年）※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）
- （公社）日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定基準（RBSS基準）を推奨します。
- 防犯カメラ取扱事業者と十分相談しながら、選定を進めることが重要です。必要に応じて、この手引きを共有しながら選定を進めてください。

- 防犯カメラ本体の性能のみならず、画像データの取得方法の作業負担等も考慮して選定を進めることが重要です。
- 上の条件を満たす一般的な防犯カメラの設置費用の目安は以下のとおりですので、参考としてください。
 - ・カメラ購入費 60,000円～200,000円
 - ・カメラ付帯品 10,000円～20,000円
 - ・カメラ設置費 60,000円～80,000円
 - ・ポール購入費 20,000円～30,000円
 - ・ポール設置費 30,000円～50,000円
 - ・表示板購入費 10,000円～20,000円
 - ・SDカード購入費 10,000円～20,000円

(3) 設置場所・撮影範囲について

- まずは私有地（専用ポールの新設・公会堂の軒下等）への設置を検討していただき、これが困難などやむを得ない場合は、公道、電力柱、電信柱、防犯灯柱等への設置をご検討ください。

① 私有地の場合

あらかじめ、土地の所有者に事業内容を説明し、同意を得たうえで「防犯カメラ設置承諾書」など承諾を得たことのある書類を受領してください。この書類は補助金交付申請書に添付が必要です。町で作成した「防犯カメラ設置承諾書（記載例）」をご活用ください。

② 公道（町道・県道等）の場合

あらかじめ、道路管理者に「道路占用許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります。この書類は補助金交付申請書に添付が必要です。

③ 町が管理する防犯灯柱の場合

あらかじめ、里庄町企画商工課（管理者）に相談し、「道路占用許可申請書」（道路の場合）または「町有財産使用許可申請書」（それ以外の場合）を提出し、許可を得る必要があります。この書類は補助金交付申請書に添付が必要です。

④ 中国電力柱の場合

中国電力ネットワーク(株)が所有する電柱には、原則、行政機関以外の団体は防犯カメラを設置することができません。ただし、施工条件により設置できる場合もありますので、設置を希望する電柱があれば、下記事業者へ問い合わせください。

【問い合わせ先】

株式会社電力サポート中国 事業推進部

☎082-541-1138

⑤ NTT柱の場合

施工条件、技術基準により設置できる場合がありますので、設置を希望する電柱があれば、下記事業者へ問い合わせてください。

【問い合わせ先】

(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部

フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ

第四ユニット 第一グループ 添架担当 (広島)

☎082-554-0088

- 町が設置した公設防犯カメラ26台について、設置位置図や撮影範囲等を情報提供します。これらも踏まえたうえで、効果的な設置場所を検討してください。
- 写りこむ住宅等にお住まいの方の合意が得られるよう、防犯カメラの一部にマスキングを行うなど、プライバシーに配慮した措置を行ってください。

(4)資金について

- 防犯カメラ設置に係る経費のうち分館等の負担分、設置後の電気代や消耗品、修繕費等の維持管理費が必要になります。事業を実施する資金が十分にあるか、検討を行ってください。くれぐれも過度な負担が生じないように、実施可能な範囲で事業を行っていただくようお願いします。

- 一般的な維持管理費の目安は以下のとおりですので、参考としてください。

電気代	約500円～1,000円×12か月
S Dカード交換	1枚 10,000円～20,000円
保守点検料	事業者により異なります。
電力・電信柱共架料	各事業者に確認をお願いします。

(5)維持管理の方法について

- 分館等において、「防犯カメラ管理・運用規程」を作成し、設置後はその規程を遵守した維持管理・運用を行っていただきます。分館等の中で協議したうえで、補助金交付申請書提出時には、「防犯カメラ管理・運用規程（案）」を提出し、設置が完了し補助金実績報告書提出時に「防犯カメラ管理・運用規程」を提出していただきます。
- 「岡山県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（平成25年3月策定）も併せて確認し、ガイドラインの遵守をお願いします。
- 個人情報保護の観点から画像データが、外部に漏えいすることのないよう、慎重な管理をお願いいたします。
- 防犯カメラ管理・運用規程で定めた設置目的以外で画像データを閲覧したり、第三者に画像データを提供したりすることができません。ただし、以下に該当する場合は、例外的に閲覧したり提供したりすることができます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 警察署等の捜査機関から犯罪捜査の協力依頼を受けた場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められる場合

(6)警察署等が行う犯罪捜査の協力依頼について

- 警察署等の捜査機関から、犯罪捜査のため防犯カメラの画像データの提供を求められたときは、分館等は適切に対応しなければなりません。
- 警察署等の捜査機関から町へ犯罪捜査の協力依頼があり、該当場所付近に分

館等が設置した防犯カメラがある場合は、町から分館等に連絡したうえで、捜査に協力していただく場合があります。

4 補助金の手続き

(1) 補助金申請手続きに必要な書類

- ①里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②里庄町防犯カメラ設置助成事業計画書（様式第2号）
- ③防犯カメラの購入に要する経費の見積書の写し
- ④防犯カメラの設置に要する経費の見積書の写し
- ⑤防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等の写し
- ⑥設置場所の現況写真
- ⑦設置場所を表示した付近見取図
- ⑧設置場所の管理者の承認を証する書類の写し
- ⑨防犯カメラ管理・運用規程（案）※次に掲げる事項を含む
 - ア 設置目的及び目的外利用の禁止
 - イ 設置場所及び撮影範囲
 - ウ 防犯カメラを設置している旨の表示方法
 - エ 管理責任者及び操作取扱者
 - オ 管理責任者等の責務
 - カ 撮影された画像等の適正な管理に関する事項
 - キ 撮影された画像等の提供の制限に関する事項
 - ク 秘密の保持に関する事項
 - ケ 保守点検等の方法
 - コ 問合せ及び苦情等への対応方法

(2) 補助事業実績報告に必要な書類

- ①里庄町防犯カメラ設置助成事業実績報告書（様式第9号）
- ②里庄町防犯カメラ設置助成事業収支精算書（様式第10号）
- ③防犯カメラの設置に係る契約書又は請書の写し
- ④防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書の写し
- ⑤防犯カメラの設置に要する経費の支出に係る証拠書類の写し
- ⑥防犯カメラ設置後の現況写真（カメラ、録画装置、設置表示看板等）
- ⑦防犯カメラ管理・運用規程

5 設置後の維持管理・運用について

(1) 継続使用期間及び財産処分の制限について

- 補助事業により設置した防犯カメラは、里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、その継続使用期間は6年となります。
(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))
- 6年を経過する日以前に、この事業によって設置した防犯カメラを目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、担保に供するときには、あらかじめ「里庄町防犯カメラ設置助成事業補助金の対象となった財産処分等承認申請書(様式第14号)」を町へ提出する必要があります。
- 継続的な保守点検・管理を行い、長期間使用できるよう努めてください。なお、6年を経過し故障・老朽化した場合は、分館等において適切に処分を行ってください。

(2) 管理・運用規程等について

- 分館等で作成した「防犯カメラ管理・運用規程」を遵守した維持管理・運用を行っていただきます。

規程を変更する必要がある場合は、分館等の中で合意形成を図ったうえで、変更してください。なお、変更後の規程について町への提出は不要ですが、適切に管理を行ってください。